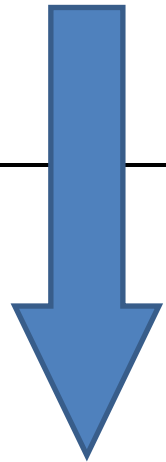


手続きチェックシート

離婚される方へ

離婚届

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年2人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子様がいるときは、共同もしくは夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に申立人が届出をしてください。10日を過ぎれば、相手方からも届出が出来ます



関連する手続きは内側にあります

必要な書類が届出の日にとろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類（有効期限内のもの）

役場で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書（保険証）
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

離婚

に関連するおもな手続き

※代表的な手続きを記載しているため、世帯の状況によっては追加の手続きが必要になる場合があります

※税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェック シートも確認してください		住民課 住民係	
	前配偶者と同居中で、生計を別に行っている方	世帯分離届				
	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード (暗証番号の入力があります)			
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	登録廃止となります 必要な方は再登録が必要です	・印鑑 ・顔写真付きの本人確認書類			
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を 称する届 (戸籍法 77 条の 2 の届)	※受付窓口でご相談ください			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の 記載に変更がある方	新しい資格確認書等の交付	変更前の資格確認書		保険健康課 保険医療係	
	→70 歳から 74 歳までの方	新しい資格確認書等の交付	変更前の資格確認書兼高齢受 給者証			
	姓が変わる方で、75 歳以上の方または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者資格確認書の 交付 (後日郵送)	変更前の後期高齢者 資格確認書			
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内 国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満) ※資格喪失日より 14 日以内	前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書			

保険
年金

姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	資格確認書		保険健康課 保険医療係	
年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出	日本年金機構にマイナンバー が収録されていない方のみ、窓 口でご相談ください			

こども

小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と入学通知書を 学校へ提出		学校教育課 学校教育係	
児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～高校生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 (3歳未満の子供がいる場合のみ) ※必要なものがそろっていても 窓口へお立ち寄りください		こども課 こども支援係	
子ども医療費受給者証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる方(0歳～中学生)	子ども医療費助成の受給者証の 変更・喪失	・子ども医療費受給者証 ・資格確認書(子) ※認印が必要な場合があります		保険健康課 保険医療係	
放課後学童クラブの利用を希望する方	学童クラブ入所	・雇用証明書など ※こども支援係までお問い合わせください		こども課こども支援係 0947-22-3700	
保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください			
保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など				
ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求			保険健康課 保険医療係	
	ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	資格確認書(親・子) 戸籍謄本(親・子) ※窓口でご相談ください			
小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		教育委員会学校教育課 0947-22-1192	
特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		こども課こども支援係	

高 齢

姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方
(65 歳以上または要介護認定を受けている方)

介護保険証の氏名変更
(後日郵送)

介護保険証

福祉課
高齢者支援係

→世帯構成に変更がある方で、限度額認定証の要件を満たす方

限度額認定申請

※受付窓口でご相談ください

障がい

姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方

各種手帳の氏名変更

・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・自立支援医療

福祉課
障がい者支援係

重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方

重度心身障がい者医療費受給者
資格の変更

・重度障がい者医療証
・資格確認書
※認印が必要な場合があります

保険健康課
保険医療係

税・料金

水道の使用者名義が変わる方

使用名義変更

田川広域水道企業団または
インターネットで手続きできます

田川広域水道企業団
料金センター
0947-23-2171

公共浄化槽の使用名義が変わる方
(赤池地区の一部・東ヶ丘地区の汚水処理施設のみ)

使用名義の変更
口座振替の変更

※環境衛生係へご相談ください

住民課環境衛生係

税・料金などの口座を変更する方

口座振替の変更

・預金通帳及び銀行の届出印
もしくはキャッシュカード
(要暗証番号)

税務課

その他

町営住宅を退去する方
または町営住宅に入居・同居を希望する方

町営住宅の退去手続き

町営住宅の入居・同居の相談

※受付窓口でご相談ください

住宅課
公営住宅係



福智町役場

〒822-1292 福智町金田 937-2



役場代表電話

0947-22-0555

開庁時間

あさ **8 時 30 分** ~ 夕方 **5 時 15 分**

(土曜・日曜・祝日・年末年始の開庁日はお休みです)

公式ホームページ

公式 LINE

